

# 大阪市立瑞光中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人間尊重の精神を基盤とする教育の一層の深化・充実を図るために「大阪市立瑞光中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### （1）いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

#### ①教職員の協力体制

- 学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。
- 校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

#### ②人権教育の充実

- いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### ③道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に

触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

## (2) 未然防止・早期発見のための取組

### ① 日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目配りする。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- 教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

### ② 観察の観点

- 学級内、学年、部活動集団にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動や行動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

### ③ 教育相談（4月・9月・1月…）

- 定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
- 日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

### ④ いじめ実態調査アンケート（6月・11月・2月…）

- 学期に1回以上の実施。また必要に応じて随時実施する。  
（スクールライフノートを活用）
- ※ いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については家で行うなどの配慮をしてもよい。

## (3) 家庭・地域との連携

- P T A 実行委員会や懇談会、保護者集会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

## 3. いじめの未然防止の取組

### < 基本姿勢 >

- いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善

- 学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応を考える。
- 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組を行う。

### (2) 自己有用感を高めるために

#### ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

- 一泊移住（一年生）
- 校外学習・職場体験学習（二年生）
- 修学旅行・高等学校による出前授業（三年生）

#### ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- 教職員と生徒によるボランティア活動（要援護者避難体験など）

#### ③ 生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

- 朝のあいさつ運動 ○各学年での取組 ○生徒会を中心とした行事の取組

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

#### ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- 道徳の授業を通して、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてより良く生きることを学ぶ取組を行う。
- 毎日の学級活動では、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合うなかまづくりや、いじめを許さないという強い意志を持った人間性豊かな心を育成する。

#### ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- 人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する。

#### ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- いじめに同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- 「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に伝え続ける。

## 4. いじめの早期発見の取組

### ＜基本姿勢＞

○いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

### (1) 生徒観察の充実と情報の共有化（些細な変化に気づくことができる体制づくり）

○担任以外の教科担当教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。日頃から情報共有を密に行う。

### (2) 変化の記録（5W1H…誰が何をいつどこでなぜどのように）

○気になる生徒の変化の記録（5W1H）と出席、遅刻、早退の状況など細かく記録しておく。

### (3) アンケート調査の活用・教育相談（個人面談）の実施

○いじめ早期発見のためのチェックシートの活用をする。

○いじめアンケート調査の活用をする。

○教育相談での親身な聞き取りをする。

### (4) スクールカウンセラーの活用

○毎週水曜日に来校。

### (5) 外部機関との連携

※生徒指導主事より連絡	東淀川警察署	06-6325-1234
	こども相談センター	06-4301-3100
	梅田少年サポートセンター	06-6362-2225
	北部こども相談センター	06-6195-4114

### (6) いじめ相談窓口の周知

☆電話教育相談 こども相談センター《こども専用》 … 06-4301-3140

→こども自身から悩みなどにの相談

（月曜～金曜の9時～19時受付 ※祝日・年末年始を除く）

☆24時間電話いじめ相談 … 0570-07-8310（全国共通）

☆24時間子供SOSダイヤル … 0120-0-78310

※一部のIP電話、PHSではつながらない。

## 5. いじめの早期解決の取組

### ＜基本姿勢＞

○発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制

○教育委員会・関係機関との連絡体制を組んでおく。

(2) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）

○一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事などに報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う

(3) 正確な実態把握

○当事者双方、周りの生徒から個々に聞き取り記録する。

○関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(4) 被害生徒の保護・加害生徒への指導

○被害生徒の保護、心配や不安を取り除く。

○加害生徒に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

(5) 警察などの関係機関との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、東淀川警察署に相談し、対応方針を検討する。

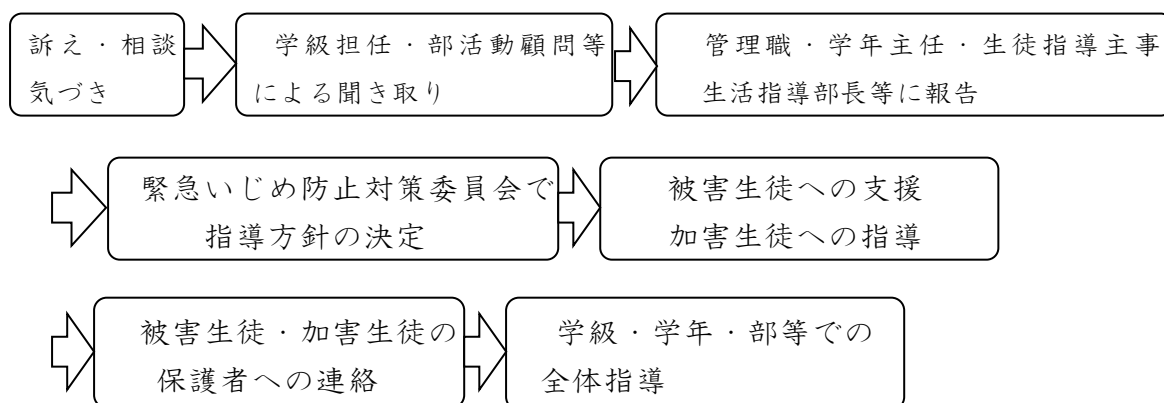
また必要に応じて関係諸機関との連携も図る。

(6) 保護者との連携

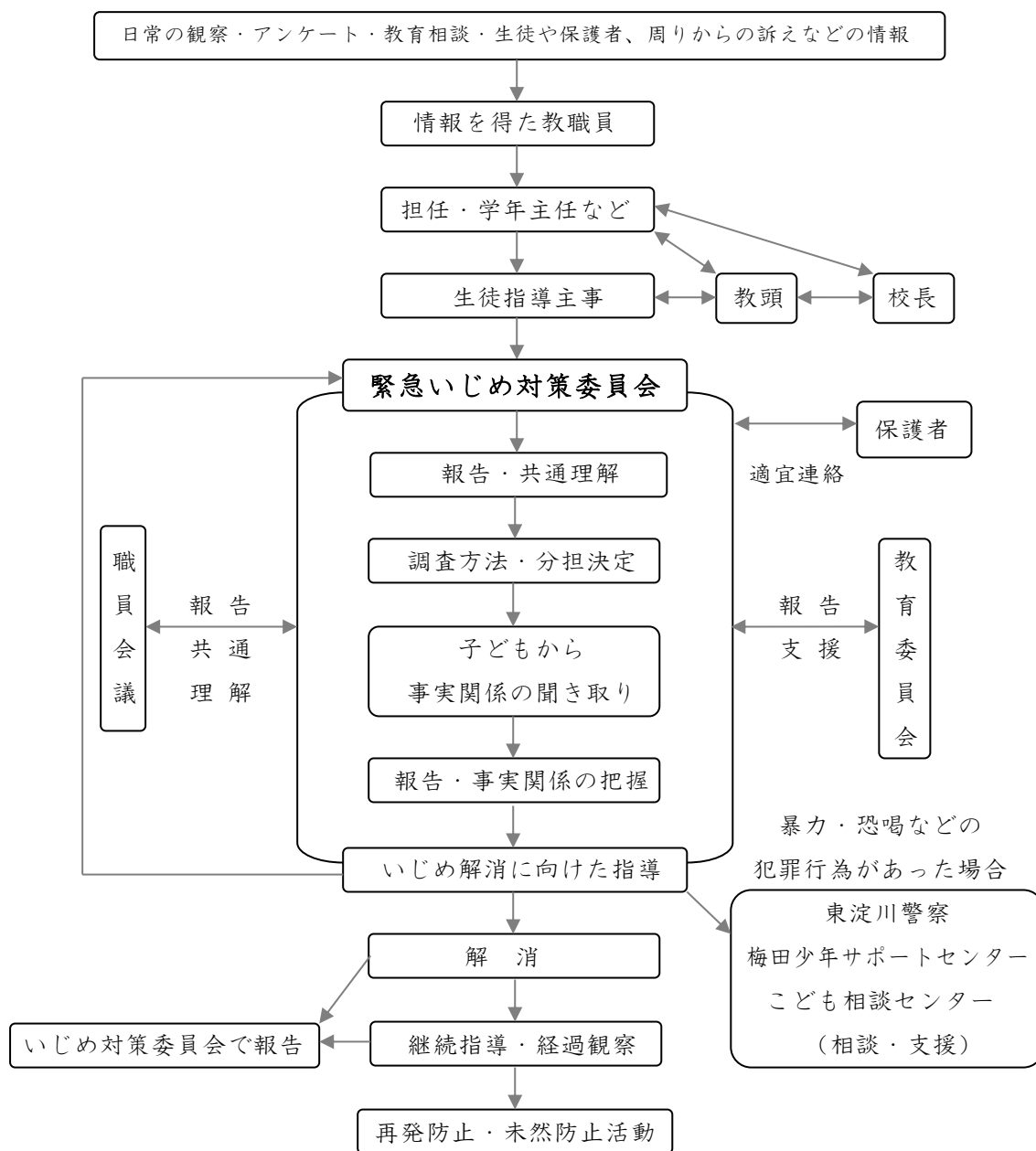
○直接会って、具体的な対策を話す。

○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

【いじめ対応の基本的な流れ】



【いじめが発生した場合の組織的対応】



## 6. 情報機器を介したいじめへの対応

### <基本姿勢>

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブル（SNS等）について最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。
- 未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や情報機器の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### (1) 未然防止のための取組

#### ① 保護者集会や懇談で伝える

##### 【未然防止】

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭でありフィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったトラブルが起きているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

##### 【早期発見】

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけるように注意しておく。

#### ② 情報モラルに関する指導

- インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

### (2) 早期発見・早期対応

#### ① 関係機関との連携

- ネット上の書き込みや画像等への対応書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

○学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

【大阪府警察・サイバー犯罪対策】

<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/saiba/index.html>

## 7. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① いじめ対策委員会

<構成メンバー>

○管理職・首席・教務主任・生徒指導主事・学年主任

(※必要に応じて、担任・副担任・養護教諭・スクールカウンセラー)

○週に1回情報交換を行う。(主任会にて行う。)

<役割>

○学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ② 常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

○常設の委員会を、週に1回実施する。

○事案発生時は、いじめ対策委員会のメンバーに生活指導部長・養護教諭、必要に応じて、当該学級担任・スクールカウンセラーも加える。

#### ③ 校内研修会の実施

○校内研修会年間計画に位置づけ実施する。

○必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

### 【年間計画】

①いじめ対策委員会

②指導方針、指導計画等 . . . 4月

③情報共有、2・3学期の計画(中間評価) . . . 9月

④本年度のまとめ、来年度の課題検討(最終評価) . . . 2月

### 【アンケート調査等】

①生徒対象いじめアンケート調査 . . . 年3回(6月・11月・2月)

②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

. . . 年3回(4月・9月・1月)

【研修会】

生活指導研修会 . . . 4月

## (2) 保護者や地域・関連機関との連携

### ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

○学校の様子や行事の報告などの情報を発信する。

### ② 学校協議会への提案・協力体制

○必要に応じて学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。

### ③ 委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

○東淀川警察署・こども相談センター・梅田少年サポートセンターとの情報交換を日頃から密に行う。

## (3) 取組内容の検証

### ① P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

○取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。

### ② 取組評価アンケートの実施、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法

○教職員及びP T A 委員会に、取組評価アンケートを実施する。

○必要に応じて学校協議会やP T A 実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

## 8. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

☆ 以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生徒指導主事と中心に、日頃から体制を整えておく。

① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）

② 調査組織の設置や事実関係の明確化

③ 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供

④ 教育委員会への報告